

# 資料編

資料 1	子どもの体験活動の実態に関する調査	1
資料 2	青少年の体験活動に関する規定について	3
資料 3	新学習指導要領における体験活動に関する記載	4
資料 4	県立青少年施設の再整備に係る指針	9
資料 5	パブリックコメント	13
資料 6	指定管理者一覧	17
資料 7	全国の管理状況、国の青少年教育施設の経緯	18
資料 8	市立青少年教育施設	20
資料 9	近隣の県立青少年教育施設の利用料金	21

# 資料1

平成21年度「子どもの体験活動の実態に関する調査」  
(独立行政法人国立青少年教育振興機構)

◇ 子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、やる気や生きがいを持っている人が多く、モラルや人間関係能力が高い人が多い。

【成人調査】

クロス集計の結果、子どもの頃の「自然体験」や「友だちとの遊び」、「地域活動」等の体験が豊富な人ほど、「経験したことのないことには何でもチャレンジしてみたい」といった「意欲・関心」や、「電車やバスに乗ったときお年寄りや身体の不自由な人には席をゆずろうと思う」といった「規範意識」、「友だちに相談されることがよくある」といった「人間関係能力」が高い。

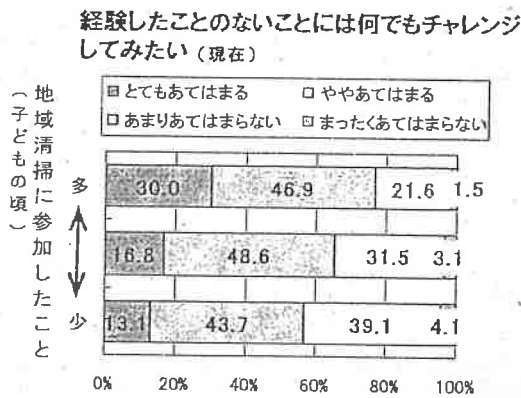


図 3-3-①-21

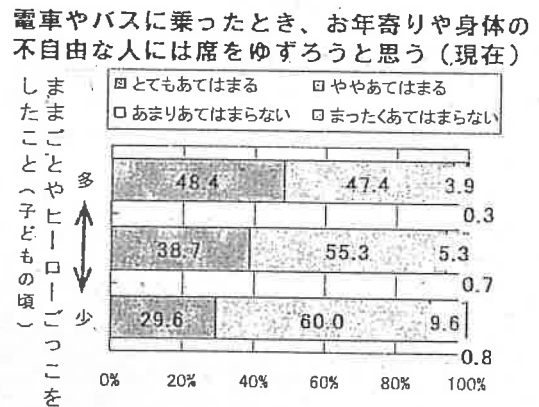


図 3-3-①-18

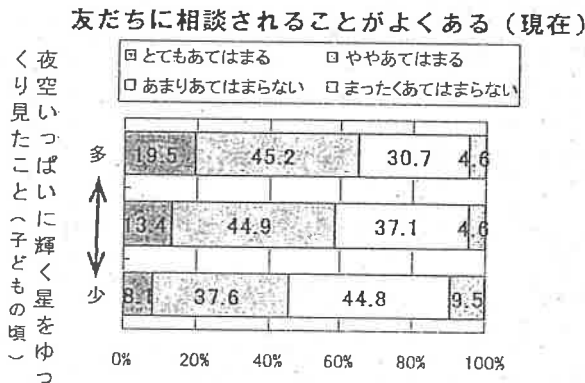


図 3-3-①-2

【意欲・関心】

- ・もっと深く学んでみたいことがある
- ・なんでも最後までやり遂げたい
- ・経験したことのないことには何でもチャレンジしてみたい
- ・分からないことはそのままにしないで調べたい
- ・いろいろな国に行ってみたい

【規範意識】

- ・叱るべき時はちゃんと叱れる親が良いと思う
- ・交通規則など社会のルールは守るべきだと思う
- ・電車やバスの中で化粧や整髪をしても良いと思う
- ・電車やバスに乗ったとき、お年寄りや身体の不自由な人には席をゆずろうと思う
- ・他人をいじめている人がいると、腹が立つ

【人間関係能力】

- ・人前でも緊張せずに自己紹介ができる
- ・けんかをした友達を仲直りさせることができる
- ・近所の人に挨拶ができる
- ・初めて会った人とでもすぐに話ができる
- ・友だちに相談されることがよくある

※調査対象・方法

(1) 青少年調査

小学校高学年～高校生 約11,000人(質問紙調査)

(2) 成人調査

20歳～60歳の成人 5,000人(ウェブアンケート調査)

資料1

◇ 子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、学歴が高い・収入が多い・読む本の冊数が多い・結婚している・子どもの数が多い、という割合が高い。

【成人調査】

クロス集計の結果、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、最終学歴が「大学や大学院」と回答した割合が高く、その他、現在の年収が高かったり、1ヶ月に読む本の冊数が多くなる傾向がみられる。

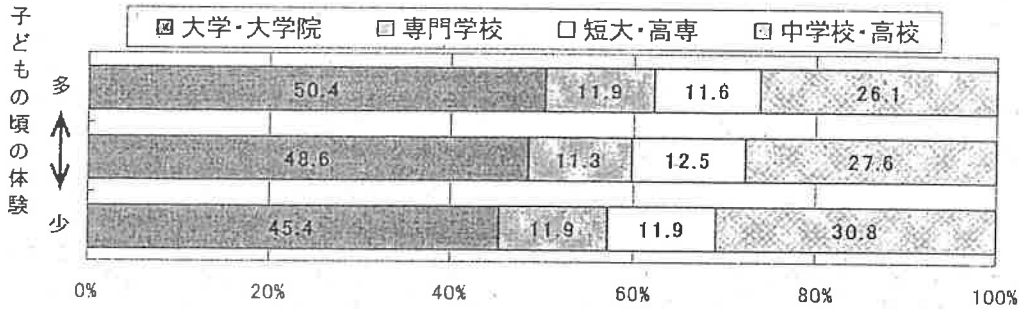
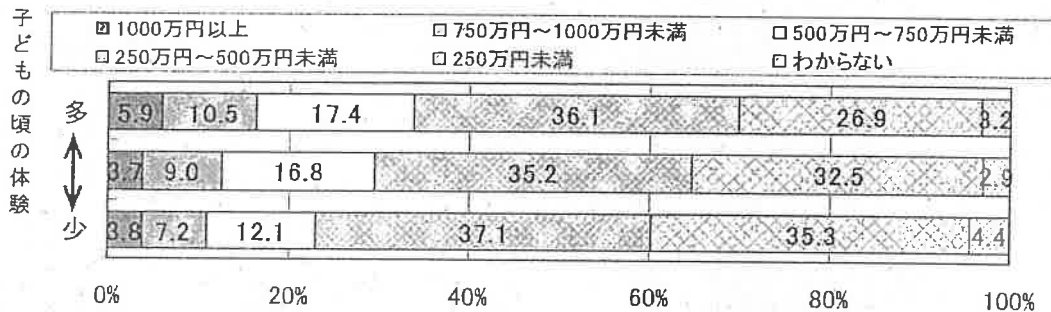


図 3-5-1. 子どもの頃の体験の多寡と「最終学歴」との関係



就業者(3,527人)のみ

図 3-5-2. 子どもの頃の体験の多寡と「現在の年収」との関係

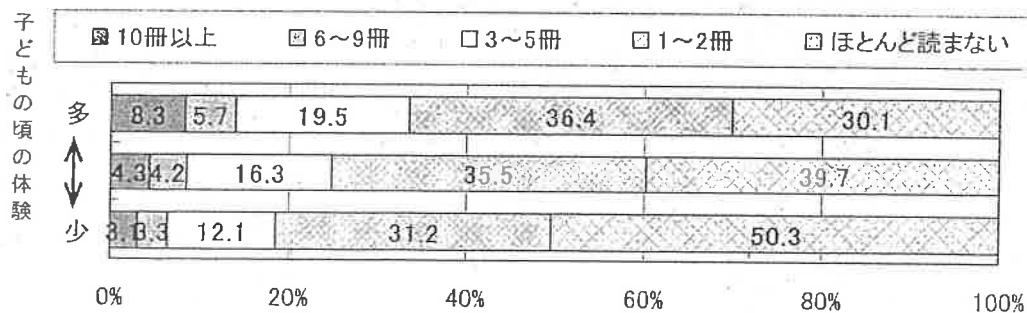


図 3-5-3. 子どもの頃の体験の多寡と「1ヶ月に読む本の冊数」との関係

## 青少年の体験活動に関する規定について

### ○学校教育法（抄）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三～十 （略）

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

※ 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用。

### ○社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十三 （略）

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五～十九 （略）

## 資料3

### 新学習指導要領における体験活動に関する記載

#### ○小学校学習指導要領（平成20年3月）（抄）

#### 第1章 総則

##### 第1 教育課程編成の一般方針

- 2 (略) 道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

##### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
  - (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

#### 第3章 道徳

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

#### 第5章 総合的な学習の時間

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
  - (3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
  - (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
  - (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

#### 第6章 特別活動

##### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

###### 〔学校行事〕

##### 2 内容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

## 資料3

### (4) 遠足・集団宿泊的行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

※解説（抜粋）

(4) 宿泊を伴う行事を実施する場合は、通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き、その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れるように工夫する。また、集団宿泊活動については、望ましい人間関係を築く態度の形成などの教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。その際、児童相互のかかわりを深め、互いのことをより深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活することの大切さが実感できるようにする。

### (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) (略) また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(4) [学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

#### ○中学校学習指導要領（平成20年3月）（抄）

#### 第1章 総則

##### 第1 教育課程編成の一般方針

2 (略) 道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し

## 資料3

なければならない。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
- (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学校行事]

2 内容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) (略) また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

## 資料3

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする
- (3) 「学校行事」については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

### ○高等学校学習指導要領（平成21年3月）（抄）

#### 第1章 総則

##### 第1款 教育課程編成の一般方針

- 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

#### 第4章 総合的な学習の時間

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

#### 第5章 特別活動

##### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

###### 〔学校行事〕

##### 2 内容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (4) 旅行・集団宿泊的行事  
平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。
- (5) 勤労生産・奉仕的行事  
勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) (略) また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る



### 資料3

とともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) [学校行事]については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

※ 上記の他、各教科の部分で、体験的な学習の必要性について随所に記載がある。

※ 特別支援学校については、原則として小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に準することとしている。

## 県立青少年教育施設の再整備に係る指針

平成16年3月22日(月)

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

Tel 043(223)4070

## 1 指針の策定にあたって

千葉県教育委員会では、「いつでも、どこでも、だれでも学習でき、学習した成果が社会の中で活かされる」生涯学習県千葉を目指し、人々の生涯学習を支援する拠点としての図書館、本県の歴史や風土など地域の特性を活かした学習体験の場としての博物館、豊かな自然体験・生活体験が可能な少年自然の家・青年の家、本県生涯学習推進の中核施設であるさわやかちば県民プラザなど、広域的な生涯学習のための基盤整備を行ってきました。

しかしながら、時代の変化とともにこうした行政主導による社会資本整備により、画一的にサービスを提供するという従来のシステムは、地域の特性や生活に根ざした多様なニーズに応えることが難しくなっていることも否めません。

本格的な少子・高齢社会を迎え公共投資が制約されていく中で、これからの行政サービスは、多様化する県民ニーズに的確かつ効率的に対応していくために様々な工夫を行うことが必要になってきています。

このような状況を踏まえ、千葉県では、平成14年10月に、危機的状況にある財政の再建と新しい時代にふさわしい効率的で持続可能な行政システムの構築を具体的に示した千葉県行財政システム改革行動計画を策定し、県内9か所ある少年自然の家、青年の家についても、本県の自然条件を考慮し、機能の集約を図ること等の観点から、統廃合や市町村への移譲を進めるとともに、運営方法の見直しを平成16年度から順次行うこととしたところです。

千葉県教育委員会では、この行動計画に従って青少年教育施設の見直しについて、検討を重ねてまいりましたが、今般「時代にあった県民の活力ある学習活動などを支援する施設」を目指す本指針を策定しました。

今後は、本指針に基づき、幅広い層の県民の利用に応えられる魅力的な施設への転換を進めてまいりたいと考えております。

## 2 県立青少年教育施設の状況と課題

## (1) 県立青少年教育施設の状況

少年自然の家は、自然の中で教育課程に基づく体験活動等を行う施設として、多くの子どもたちに利用されてきたところであり、また、青年の家は、勤労青年を中心とした青少年の健全育成等、社会教育の振興に大きな役割を果たしてきました。こうした青少年教育施設が持つ、良好な自然環境の中で共同生活の

## 資料4

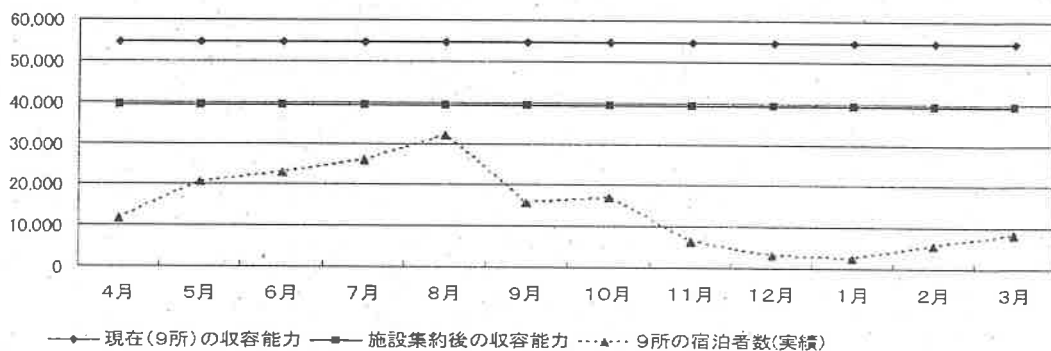
経験を積み、協同・奉仕・規律などの精神を養うという機能は今後も重要であると考えています。

しかしながら、児童・生徒数の減少、県内外における民間類似施設の充実、市町村における公民館やコミュニティーセンターその他の類似施設の整備などにより、両施設の宿泊利用率は年25%程度で推移しており、このような社会教育環境の変化や厳しい財政状況など青少年教育施設を取り巻く状況は大きく様変わりしています。

県立青少年教育施設 年度別宿泊者数の推移

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
9所の最大収容能力	657,720	657,720	657,720	657,720	657,720	657,720
9所の収容実績	167,421	170,887	158,442	163,612	163,505	171,956
宿泊利用率	25%	26%	24%	25%	25%	26%

平成14年度における県立青少年教育施設宿泊利用者数



平成14年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
現在(9所)の収容能力	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	54,810	657,720
施設集約後の収容能力	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	39,420	473,040
9所の宿泊者数(実績)	11,640	20,776	22,860	25,821	32,143	15,659	17,000	6,504	3,208	2,405	5,504	8,436	171,956

### (2) 県立青少年教育施設の課題

- ・従来の役割に加え、その枠に留まらない新しいタイプの施設への転換
- ・現在の県民ニーズに対する施設数(収容能力)の過剰
- ・老朽化した施設への資本の再投下の可否
- ・効率的で効果的な運営方法 等

## 資料4

### 3 再整備の方向性

(1) 現在9所ある県立青少年教育施設を、手賀の丘・水郷小見川・君津亀山少年自然の家、東金・鳴川青年の家の5所に機能集約し、従来の機能に加え、幅広い層の県民の利用に対してソフト面の充実を図るなど、時代にあった県民の活力ある学習活動などを支援する魅力的な施設に転換してまいります。

(2) 機能集約後の5所について、次の事項を中心に検討を加え、平成16年度中に具体的な転換案を策定してまいります。

ア 時代にあった県民の活力ある学習活動を支援する施設の在り方

イ 旧来的な手法にこだわらない効率的で効果的な運営方法等

- [検討事例]
- ・ NPOとの協働や指定管理者制度の採用などの運営方法
  - ・ 施設名の変更
  - ・ 適正な受益者負担に基づく料金体系
  - ・ 客観的な事業評価制度の導入 等

### (3) 再整備のスケジュール

実施年度	再整備の内容	
平成16年度	・ 神崎青年の家を平成16年度末に廃止	廃止後の施設の活用については、地元市町村と協議しながら決定する。
平成17年度	・ 鶴舞青年の家を平成17年度末に廃止	
平成18年度	・ 流山青年の家を平成18年度末に廃止	
平成19年度	・ 大房岬少年自然の家を平成19年度末に廃止	
平成20年度	・ 手賀の丘少年自然の家 ・ 水郷小見川少年自然の家 ・ 君津亀山少年自然の家 ・ 東金青年の家 ・ 鳴川青年の家	時代にあった県民の活力ある学習活動などを支援する施設に転換 ・ 自然体験を宿泊して行える機能 ・ 幅広い層の県民が利用できる機能、等

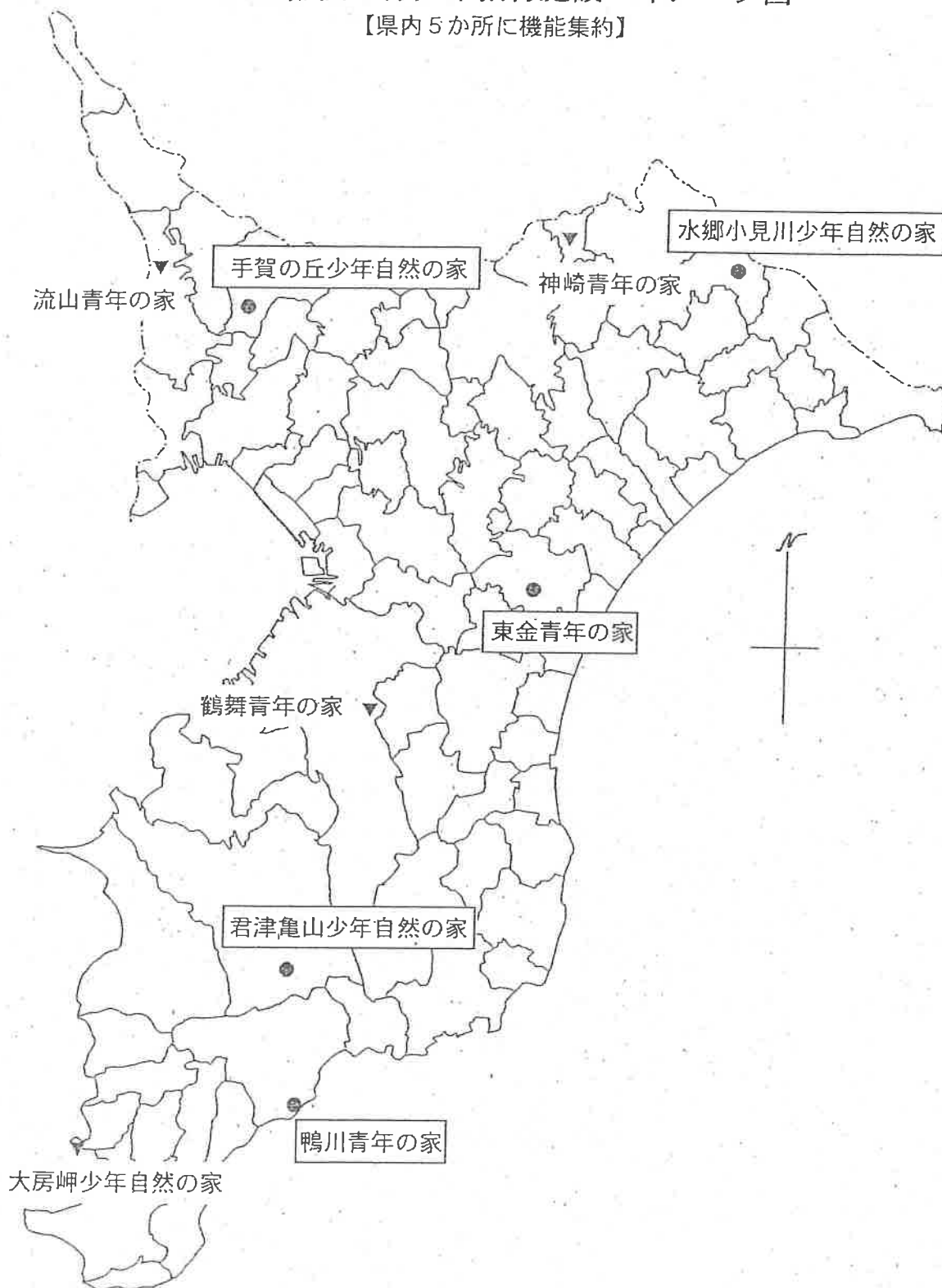
#### ※ 留意事項

廃止の時期については、地元市町村との協議等を踏まえながら的確かつ柔軟に対応してまいります。

資料4

再整備後の青少年教育施設 イメージ図

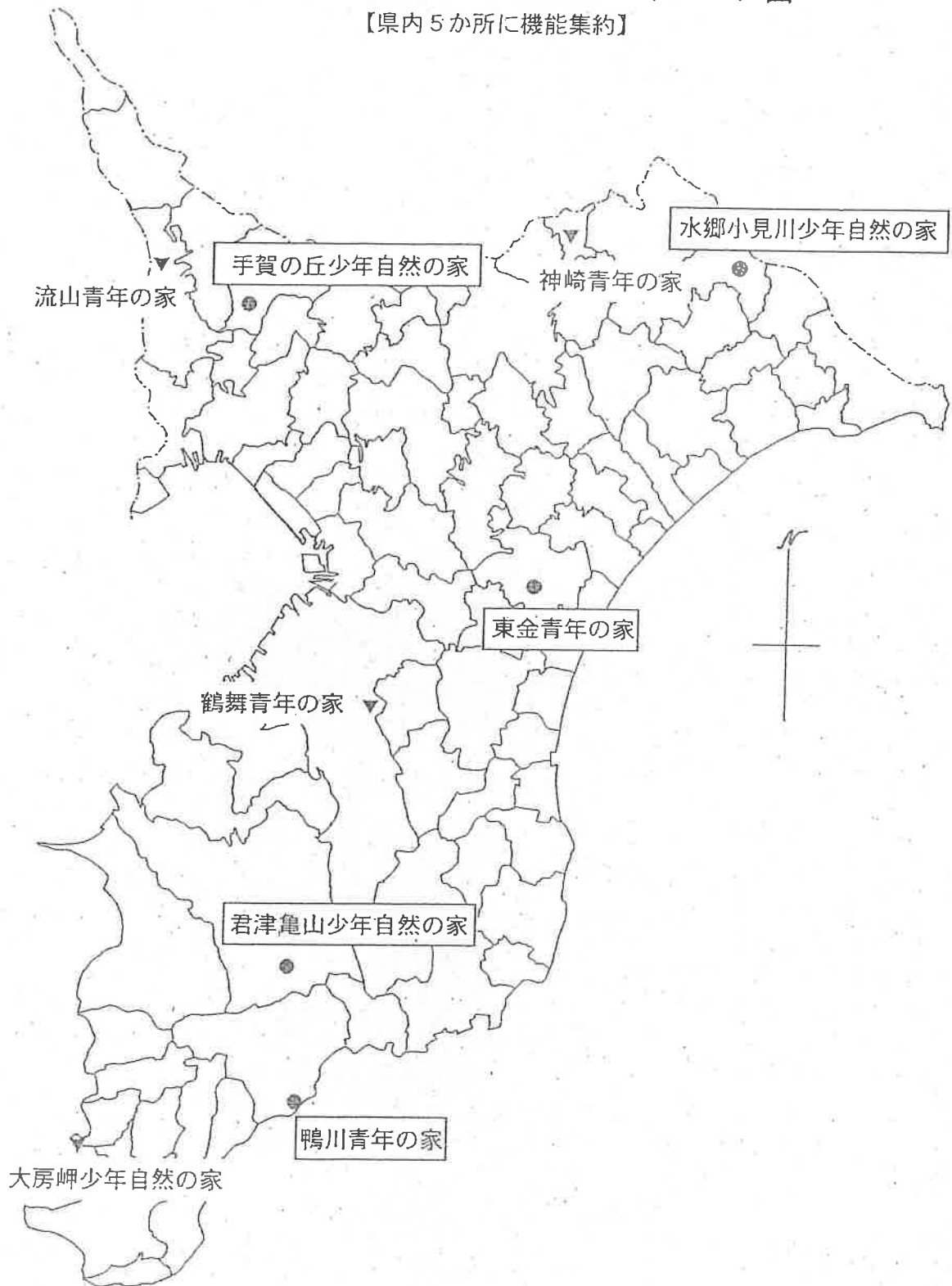
【県内5か所に機能集約】



資料4

再整備後の青少年教育施設 イメージ図

【県内5か所に機能集約】



資料5

Chiba Prefectural Board of Education



千葉県教育委員会ホームページ

ホームに戻る

「県立青少年教育施設の再整備に係る指針(案)」への御意見について  
〈平成16年1月29日〉

県教育委員会は、「県立青少年教育施設の再整備に係る指針(案)」について、県民から意見募集を行うと共に、各種団体から直接意見を聴取しました。その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

今後、提出された意見を参考にしながら、「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」を作成してまいります。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 県民からの意見募集の概要

- (1)意見募集期間 平成15年11月19日(水)～平成15年12月18日(木)
- (2)告知方法 県教育委員会ホームページ、記者発表、県民だより等
- (3)意見受付方法 電子メール、FAX及び郵送
- (4)受付意見数等

16人の方から意見提出があり、その概要は次のとおり(PDFファイル)でした。  
なお、取りまとめのため、適宜要約しています。

2. 団体からの意見聴取の概要

- (1)意見聴取期間 平成15年12月3日(水)～平成15年12月26日(金)
- (2)意見聴取方法 職員が直接聴取しました。
- (3)意見聴取団体等

21団体から意見を聴取し、その概要は次のとおり(PDFファイル)でした。  
なお、取りまとめのため、適宜要約しています。

問い合わせ

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育振興室  
電話:043-223-4070

13

## 資料5

### 「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」への 県民からの意見概要

〈平成15年11月19日～平成15年12月18日〉

#### (1) 指針の方向性について

- ・利用率が25%程度では厳しい千葉県財政状況を考慮すると廃止も仕方ない。(6名)
- ・指針については、民間・国・県・市町村という役割分担の観点から考えれば賛成。
- ・「宿泊体験型学習」は青少年の健全育成にとって今一番有益なものと考えるので、なるべく多く残してほしい。
- ・PTA等を中心とした家庭教育や青少年の充実など現在ほど社会教育の重要性を再認識し、青少年教育施設等を有効活用し、重点的に行うべき時はないと考える。
- ・協調性や社会性、創造力、また人を思いやる気持ちなど、人間関係を学ぶ場として青年の家は大変重要な役割を持つものであると思う。
- ・将来的な視点をもって青年の家の持つ意義を考えてほしい。
- ・財政的な観点からのみではなく、生涯学習社会における青少年の健全育成という観点から前向きに考えるべきものと思う。
- ・学校・地域・家庭の教育力の低下が認められている現在、それらを補完するものとして、「学社融合」の観点からは是非必要な施設と考える。
- ・青少年の育成という社会教育の見地から、自然と共に社会環境を有する施設は、全人的教育の面で貴重な特徴を有していますので存続させてほしい。
- ・社会教育関係団体として、社会教育の一環である活動において、青年の家や少年自然の家が閉鎖や運営を縮小する方向は、物理的に非常に困る。
- ・我々はよく青年の家と野外活動センターを利用させていただいている。是非存続をお願いしたい。
- ・少子化の現代に社会教育活動を行う施設を減らしていくことは、青少年団体の活動を衰退させる要因にしかない。
- ・千葉県の将来を担う青少年の健全育成のために、存続してほしい。
- ・公共施設の撤退は発展の可能性を奪うことであると思う。
- ・住民の意識を改革し、協力の体制も見直し、共生共助の形を作れるように、地域の課題として取り組むよう努めるので、是非再考を要望する。
- ・青少年教育施設は自然豊かな場所にあるが、「県民の活力ある学習活動を支援する」施設は、交通至便地が望ましいのではないか。
- ・目指す機能が公民館等の類似施設と重複しており、その整備は市町村に任せてはどうか。



## 資料5

- ・「適正な受益者負担」を求めれば、更に宿泊者が減る。「効率的な運営」を目指すのであれば、宿泊機能の再整備は不必要ではないか。
- ・職員数を半減しても運営は出来るのではないか。現状のまま存続し内容の充実を図りつつ運営することを切望する。
- ・経費節減は、退職された方、地域で社会教育に関心のある方々にボランティア活動等をお願いすれば補える。
- ・青年の家にボランティア登録させていただいている者にとっては、廃止になることは非常に残念に思う。
- ・現在、高校でもボランティアに参加する生徒が増えている。青年の家が廃止されると、若者のボランティア活動に対する意欲が減ってしまう。
- ・古くは、30年近くにわたり職員が汗を流し、多くの研修生を送り出した各所の存続について考えていただきたい。

### (2) 廃止する施設の有効活用について

- ・施設をつくるに当たっては、地権者が貴重な財産を提供、協力、支援してつくられた施設であることを忘れてはならない。
- ・交通等の利便性からみて、該当市町村で継続運営を希望する。
- ・生徒と先生方がお互いに触れ合え、楽しめる施設への転換を考えてほしい。
- ・廃止施設については、ボランティア活動ができる施設にしていきたい。
- ・安房自然学校特区制度のように、跡地を生かし、体験活動等を取り入れた施設の見直しを考えてほしい。
- ・フリースクールなどへ活用できないか。

### (3) 存続する施設について

- ・自然豊かな施設にあっては、あれもこれもやるのではなく、特徴的な施設として特化させてはどうかと考える。
- ・「教育課程に基づく体験活動等」「勤労青年を中心とした」という枠をはずし、社会性を育む上からも宿泊施設として活性化する必要がある。
- ・完全学校週5日制、総合的な学習の時間の実施や自然体験・生活体験の重要性が叫ばれている中での削減であるので、今まで以上に、青少年が自然体験・生活体験を集団宿泊して体験できる機能や、内容の充実が図られるようお願いしたい。
- ・宿泊料や運営形態の見直しを行い、利便性、プログラムの充実、サービスの向上に努めていただきたい。
- ・運営主体を自治体・NPO・民間に任せる等検討してはどうか。(2名)
- ・利用料が安価であることが、利用しやすさであると考える。
- ・今回の再整備の理由として民間類似施設の充実をあげているが、民間との決定的な違いは、施設で働く職員の質である。
- ・当該施設で必要とされるのは、自然・環境・文化等の専門家であるべきだと思う。

## 資料5

- ・プラネタリウム館はデータ等が古くので刷新していくことの必要性を感じる。
- ・天文同好会の方々を観望会やプラネタリウム開設に活用することも、今の課題である。
- ・天文の普及に携わる職員は、是非専門家を配置してほしい。
- ・地域やNPOと連携を図り「体験を通して新しい自分を発見」というように、専門家による一大イベントを毎年春と秋に設けてはどうか。
- ・イベントを催すには、コーディネーターの力量と情熱が常に向上していないと感動の連続は期待できない。そのマネジメントに参画しボランティアとしてお役に立ちたい。
- ・ニーズの変化に的確に対応できる組織にすべきと思う。
- ・名称の変更等も行えば、親しみやすく、多くの県民に利用される施設になると思う。
- ・多くの方々が利用されるようPRされていると思うが、申し込み方法がわからないという人たちがかなり見受けられるのも事実。
- ・施設の魅力をアピールし、気軽に利用できる雰囲気を作っていくことが必要。
- ・地域との連携という立場で、地元産業と連携した施設づくりをしていただきたい。
- ・高齢化社会に対応できるよう、生涯大学校等との連携を検討していただきたい。
- ・投資された施設を無駄にすることなく活用し、広く県民に利用され易い運営を図るべきである。
- ・現在の宿泊型で人的な配慮、施設・設備のさらなる充実をしていただきたい。
- ・青少年団体協議会に運営委託したらいかがか。または、PFI方式での運営を民間に委託したらいかがか。
- ・大学生や施設ボランティアの役割は大きく、待遇の向上が望まれる。
- ・マイクロバス運行規定の検討(駅との送迎だけでなく)

### (4) その他

- ・未だに、青少年教育施設は小中学生等一部の人が利用できる場所と  
思っている人がいる。
- ・どのような活動のできる施設なのかわからない。
- ・少子高齢化が予測されていたにも関わらず、年利用率25%程度の施設が  
放置されていたのか。
- ・青少年の非行等社会問題化し、集団宿泊訓練が、その必要性を増している  
現状に、これら施設が有効活用されるべく運用されていたかが問題。
- ・コストを気にしない低料金の運営は、民間の宿泊業者を圧迫している。

## 資料6

## 指定管理者一覧（県立青少年教育施設）

平成24年4月現在

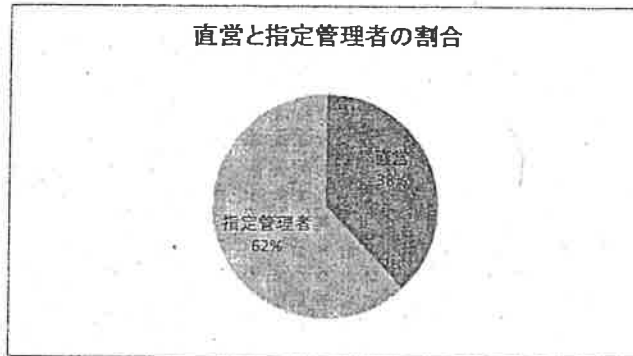
施設名	所在地	指定管理者名
手賀の丘 少年自然の家	柏市泉1240-1	アクティオ株式会社
水郷小見川 少年自然の家	香取市小見川 5249-1	小学館プロダクショングループ 代表者：株式会社小学館集英社 プロダクション 構成員：伊藤忠アーバンコミュニ ニティ株式会社
君津亀山 少年自然の家	君津市笹字片倉 1661-1	千葉自然学校グループ 代表者：特定営利活動法人千葉 自然学校 構成員：株式会社東急 コミュニティ
東金青年の家	東金市松之郷270	株式会社オーエンス
鴨川青年の家	鴨川市太海 122-1	教育振興財団グループ 代表者：財団法人千葉県教育振興 財団 構成員：鴨川市青少年教育 支援の会 マンボウ塾

## 資料7

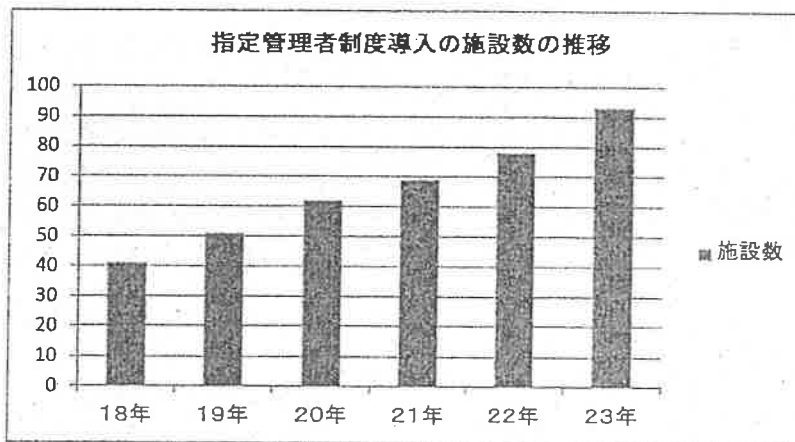
### 全国の道府県立青少年教育施設の管理状況

(注：東京都は2施設がPFI事業のため、岐阜県は県立施設廃止のため45道府県の調査となる。)

#### 直営と指定管理の割合



：平成24年4月現在 山形県教育庁生涯学習振興課調査より

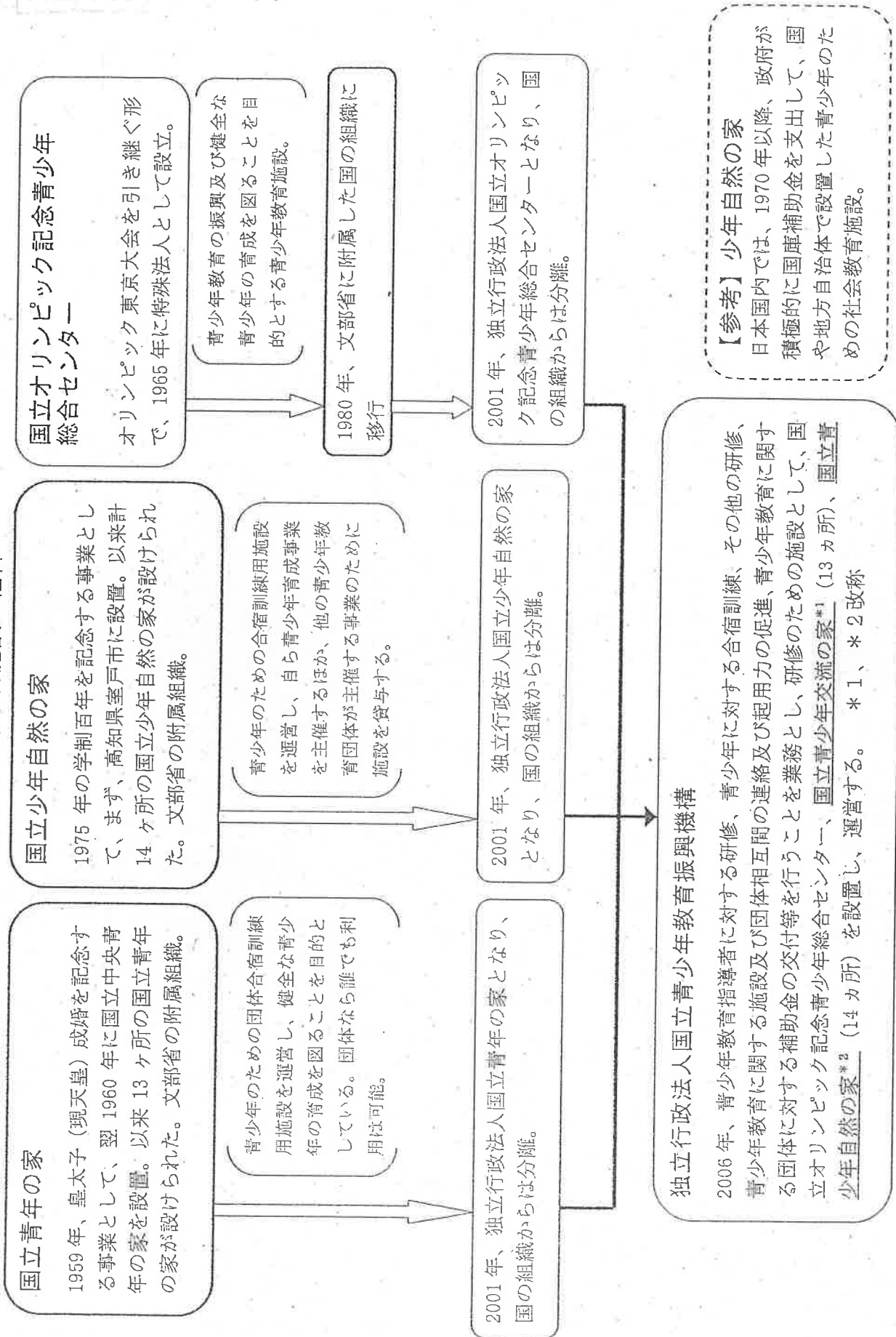


：平成24年4月現在 山形県教育庁生涯学習振興課調査より

平成24年4月現在、全国の道府県立青少年教育施設は、150施設あり、直営38%、指定管理62%となっています。直営のみ、指定管理のみ、両方存在等様々ですが、各道府県とも指定管理者制度導入を図りつつも、体験学習の受け皿となる青少年教育施設のニーズに応えながら、本県と同様に管理運営しています。

資料7

国の青少年教育施設の経緯



## 資料8

## 宿泊施設を備えた市立青少年教育施設

自治体名	施設名	所在地	宿泊定員	宿泊料（市内・市外料金等の差）
千葉市	千葉市少年自然の家	長柄町	394人	・市内、市外ともに中学生以下無料 ・市内高校生以上（800円） ・市外高校生以上（1,600円）
習志野市	習志野市立鹿野山少年自然の家	君津市	200人	・夏休み以外は市外の団体は受入可。 ・市内小中学生（1,200円） ・市外小中学生（720円）
八千代市	八千代少年自然の家	八千代市	210人	・市外団体の宿泊受入不可
船橋市	船橋市立一宮少年自然の家	一宮町	200人	・市内小中学生（300円） ・市外小中学生（600円）
市川市	市川市少年自然の家	市川市	210人	・市内小中学生（無料） ・市内高校生（520円） ・市外高校生以下（2,360円）
浦安市	浦安市青少年交流センター	浦安市	88人	・市内中学生以下（310円） ・市外中学生以下（1,570円） ・予約時期を市内団体と市外に差
木更津市	木更津市立少年自然の家キャンプ場	木更津市	200人	・開場は7月中旬～8月31日 ・利用料は市内は無料、市外は有料
鴨川市	鴨川市青少年研修センター	鴨川市	31人	・高校生以下（3,600円）
南房総市	南房総市大房岬少年自然の家	南房総市	200人	・市内中学生以下（700円） ・市外中学生以下（1,200円）

「千葉県教育便覧 平成23年度版」 「各施設HP」より

資料9

近隣の県立青少年教育施設の利用料金について

県名 (施設数)	県内・県外 の料金の差	宿泊料金 (シーツ代は除く)	小中学生の1泊2日の料金 (3食を含む)
千葉県 (5)	無	・3歳以上18歳未満 300円 ・18歳以上 800円	約2,300円
茨城県 (4)	無	・小中学生 180円 ・青年(25歳未満) 350円 ・一般(25歳以上) 880円	約1,660円
栃木県 (4)	有	県内 ・中学生以下 230円 ・高校生以上 760円	約2,030円
		県外 ・中学生以下 760円 ・高校生以上 1,530円	約2,560円
群馬県 (4)	有	県内 ・小中高校生 0円 ・大人 300円	約2,030円
		県外 ・小中高校生 800円 ・大人 800円	約2,830円
埼玉県 (6)	有	県内 ・小中学生 300円 ・高校生 500円 ・大人 800円	約2,570円
		県外 ・小中学生 450円 ・高校生 750円 ・大人 1,200円	約2,820円
神奈川 (3)	有	県内 ・小中学生 0円 ・高校生 0円 ・その他 300円	約2,200円
		県外 ・小中学生 100円 ・高校生 200円 ・その他 300円	約2,300円

「各施設HP」より

(注) 料金については、食費等が施設毎に違う県があるため、ほぼ平均で算出しています。